

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第3回相模原市行政区画等審議会		
事務局 (担当課)		企画部政令指定都市推進課 電話042—769—8248(直通)		
開催日時		平成20年7月1日(火) 午後7時30分～午後9時20分		
開催場所		市役所第2別館3階 第3委員会室		
出席者	委員	19人(別紙のとおり)		
	その他	0人(別紙のとおり)		
	事務局	6人(企画財政局長、政令指定都市担当部長、 政令指定都市推進課長、担当主幹、 市民活力推進部長、次長)		
公開の可否		可      不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	3人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 開会 2 報告事項 3 議題 (1) 行政区画の編成について (2) 答申書(区割り)の構成について 4 その他 5 閉会		

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

### 1 開会

武田副会長（会長代理）の司会のもと、開会を宣言するとともに、委員の出欠状況の報告がされた。

### 2 報告事項

事務局より、資料1に基づき、前回の審議会の経過が報告された。

（○委員の発言、□会長の発言、△副会長の発言、●事務局の発言）

前回の審議会後の相模湖町地域協議会での検討経過をご報告したい。協議会の中でも②案で決まった。条件としては、橋本までくることになるのだから、区役所の位置は、津久井地域に近いところ、交通の利便性を考慮してもらいたい。最も良いのは相模湖町に置いてもらうことだが、これは少数の意見であった。

### 3 議題

副会長の進行により、議事に入った。

事務局より、資料2から資料4に基づいて、区割り検討試案②と④の比較検証及び市役所、区役所、出張所等の機能について説明がなされた後、委員から、意見が述べられた。

A区からB区に細長く突き出ているところがある。現行のエリアであり、その地区を分けないということはわかるが、こちらにくっついたほうがよいというような要望はあるのか？ また、公民館は区役所で扱うのか？

前者については、特段要望は出ていない状況。後者については、出張所と公民館のあり方については、市全体での組織を再構築する中で、効率性をもって、それぞれの機能、役割が果たせるよう検討を進めている最中である。明らかになった段階でご説明させていただきたい。

行政区画の編成にあたって、最近の先行事例では、人口規模、面積、地域コミュニティ、さらには選挙区などに留意して検討がなされている。  
(委員欠席のため代読) 前回は②案を有力とする意見が多くあったとおり、他の案と比較しても人口を含め総合的なバランスがとれていると考える。また、市町村合併を支援した県の立場からも、行政区画の編成にあたっては、新市が一体

となるような視点が重要と考えておりますので、②案を基本に検討を進めていただければよいと思う。

地域協議会に持ち帰って話し合ったところ、②案でよいということになった。②案を支持するが、地域協議会が出された要望を挙げたい。区役所ができ、行政改革で総合事務所が縮小するのではないか。政令市になって何を売り込むのか、観光で売り込むならそのような事務を扱う課を置いてはどうか、また林務についてもそのような担当を置いたらどうかという意見があった。相模湖地域の利便性、交通を考えた上で、区役所をつくっていただきたい。いずれにしても大抵の事務は総合事務所で足りるようにしてもらいたい。

区割り案は②案を推したい。合併の後、政令市に向けての取り組みであり、合併を受けての区割り案を考えると②案が良い。最終的に生活に密着した行政サービスを公平、効率的に受けられることが市民の関心事。重要。政令市になり安全、安心で住みやすい都市にしていけたらよい。具体的な施策は、今後考えられていくものと考えている。

前回②案と発言した。産業界からみて、ほかを置いてない。A区は人口17万で人口的なバランスもそれなりにある。また城山インター周辺の開発により産業が活性化する可能性もある。B区、C区は、旧市としては、まとまった地域である。A区は広いため、不便もあるが、通信手段が発達することもあり、足を運ばなくてもある程度サービスは得られると思う。A区からB区に細長く突き出ているところは、理由がないのであればスマートな形が望ましいと思う。区割りは、②案で決まればありがたい。

6月26日に地域協議会があり、②案の3区案が有力と報告したところ、全員喜んでいて。これで何もいうことはないのではないかという意見もあった。

前回のとおり、市民へのサービスを継続していくこと、混乱をおこさないことが大切。総合的に②案で結構と思う。B区、C区については医療サービス体制が完結しているが、A区に関しては新しい市民の方、旧津久井の方に対しての医療提供の基盤構築が必要と思うので、行政と一体になって取り組んでいきたい。結論として②案で結構である。

②案を支持する。前回④案もという話をしたが、その後も議論をした結果、②案が妥当という結論。

6月24日に津久井町地域協議会があつて、いろいろな意見が出た。人口減少についての憂い、危機感が強かつた。どうしたら止めることができるのかという内容が主なものであつた。旧相模原市とは違った自然、水という特徴があるが、観光や林務は、旧市にはほとんどないのだから、総合事務所への担当課の設置や職員の確保を考えていただきたい。また、総合事務所と出張所の機能と業務をもう少し明確にして欲しいという意見があつたが、今回事務局から資料が明確にでてきた。最終的に案になるんだろうけれども、総合事務所、出張所の機能はなんとか残してもらいたい。

前回教育の立場で話をした。教育の融合の視点で②案と④案を上げた。この間考えたが、明日を担う子どもたちの市民意識を育てるにあたり、地域間の交流が必要と思う。教育の交流をしながら新しい市民意識を考えていくことを考えると、津久井、藤野、相模湖3町で1つにしてしまうと、交流がしにくい。②案がよいと考える。

前回②案、④案で検討させてくださいといったが、津久井地域は、道路事情も悪い中で、④案で津久井に区役所ができれば、津久井広域道路も早くできるのではという思いもあつた。これまで議論してきた中では総合事務所の機能充実、津久井広域道路の整備をお願いし、②案がよいと思う。

前回②案がいいのではと意見を述べた。事務局から出張所、総合事務所をきちんと考えてくれるという話がありましたので、②案でよいと思う。

前回から②案を支持。理由は、生活がしやすいことと、行政サービスが均等に受けられることである。

前回②案と④案と言つた。最後に追加で②案と申し上げた。それでいいと思う。前回申し上げた津久井3町の特色あるまちづくりと同時に、区役所機能の話があつたが、山の管理は難しい。県の砂防、林道の管理な

どが、どういう形で展開されるのか、その機能を区役所、土木事務所など、どこに置いたらよいか、山岳地帯の管理という点について、課題として挙げておきたい。

前回から②案を支持。心配なところは総合事務所の機能。環境経済、建設土木の機能はこれから検討することだが、医療、福祉関係も心配なところであり、併せて検討をお願いしたい。また、藤野の総合事務所に農林業の担当を置いていただきたい。

前回②案と言った。アンバランス的なものがそれぞれあるが、裏を返すと、それは特徴でもあると受けとめている。農業振興においては、全市同じレベルで振興を図っていただきたい。②案に賛成。

前回②案を支持。津久井地域から国道16号を越えるのは大変だとの話があった。また、駐車場を確保してもらいたいとの議論があったがこれは、南の地域も同様の問題がある。南合同庁舎については、駐車場が足りない。橋本も南も駐車場の対応をしてもらいたい。

②案でよいという意見は変わらない。橋本に区役所ができ、津久井地域からこなければならぬことについては、ITなどの進歩、人の移動を伴わなくても同じようなサービスを受けられることに力をいれてもらいたい。観光についてもそれぞれが持っている自然、文化、歴史があるので、同じ区になって、特徴を生かしたまちづくりを進めることを望む。

前回から持ち帰り行った議論では、多くが②案支持の意見であった。理由は②案はサービスの展開が比較的しやすいからであった。

皆さんの意見と同様に、②案がよろしいのではと考える。加えて私の研究の立場から2つの視点で申し上げると、行政のサービスという点、出張所、総合事務所の機能を低下させず、政令市の強みを出してやっていけるのか、出張所や総合事務所の機能が低下しないよう図られるということは、資料4でも出されている。

また、前回④案にも余地があるとされた点については、自治体の中で区ができ、1つの意思決定のまとまりになるということについてどう考えるのかについては、津久井地域の委員の皆さんが②案がよいというご意見である。旧相模原市だけでも大きいために、都市内分権が必要とされ、

旧市の出張所単位にまちづくり会議を設ける案となっている。津久井地域についても旧町を単位として同様に考えられている。最終的な決定権は議会等にあるが、住民の皆さんからの意見を反映してゆく方法が検討されており、特段、3区制の②案でも意見が届きにくいことはないだろうと考える。

市外に住んでいると、相模原市のことを、核がないと揶揄することがあるが、逆に考えてみると、東京は一極集中だがいいことはない。相模原市は、商業、行政、さらにA区のように自然豊かな地域と橋本のような都市部を含んでいる地域もある。静岡市も南アルプスの山の奥の方まで含まれている区もあるが、政令市となった。相模原市も自然の豊かな地域も合わせ持つことで、特徴的な政令市ができあがると思う。②案は、将来の発展の要素を持った案と考える。

ほぼ満場一致で試案②に賛成の意見となりましたが、何か付け加えることはあるか。

ないようですので、区割りにつきましては、②案を採用することでご異議ないか。

委員一同 【異議なし】

異議なしと認め、本審議会として、②案を採用することとする。

ここで、これまでの区割りの議論を見てもわかりますようにさまざま要望、意見が出されましたが、これらを取りまとめていくことが望ましいと思う。

本審議会の設置根拠である「附属機関の設置に関する条例」を見てみますと、本審議会の設置目的としては、市長の諮問に答申することのほか、意見を建議することも定められております。従って、本審議会において出されました意見、要望等をまとめ、答申に附帯する意見として、要望を行っていくことが、むしろ望ましいのではと思います。念のため、事務局に聞きますが、附帯意見をまとめることについて特段問題はないか。

副会長のおっしゃるとおり、審議会にその権限がございます。また、先

行市の答申の例でも附帯意見を出している例がございます。

それでは、最初に「A区について区役所が橋本地域に設置されることによる津久井地域の住民のサービス低下への懸念」について、ご意見を伺いたい。

行政サービスに差があってはいけないということだと思いますが、区役所ができることでの格差は何なのか、距離の関係もあろうと思うが、一方、総合事務所で済んでしまうということもある。区役所ができて格差が出るとは何か伺いたい。

合併協定書の中でも合併後も今までの役場となんら変わらないサービスをする事になっている。政令市になると人員削減という話もあるので、これ以上職員を減らしてもらっては困る、むしろ増やしてもらいたいということ、そういう意味でのサービス低下を招かないようお願いしたいということである。

区役所が橋本にできて格差にはならない。総合事務所が今後も存続した場合でも、その人数が減ることが問題。特別な場合だけ市役所に行く。格差とは、3町で5万人の区と、20万の区では、行政の格差ができるのではないかとということ。格差の問題は、区役所の位置の問題ではなく、総合事務所の人員の話で、人員を減らすとサービスが減るのではということである。例えば観光なら観光の担当課を総合事務所に置いてもいいのではないかと。そうすれば総合事務所が拡大するのではないかと考える。

土木事務所について、水源の維持、山を守ること、林道、砂防は県では別予算でやっているものである。土木事務所が管轄するものについては、A区の機能と他の区での機能では、質的に違う気がする。この問題については、附帯意見で扱うことが可能なのか心配がある。

土木事務所をどうするかの話について、現在南部に土木事務所があり、これを維持する。また、本庁を中心とする地域は、本庁の土木部で事務を行っており、新たに作ろうと検討しているのは、基本的に津久井地域を所掌するものを考えている。地域特性に応じた事務分掌の違いはあると考えており、十分な仕事ができるような体制をとるべきというような

ことを附帯意見として建議していただくことに、特段問題はないと考える。

また、これまで総合事務所の機能についてのお尋ねがある。現在検討中ではあるが、客観的な情報として提供したい。市民生活に密着している住民基本台帳、国保、年金、保健福祉などのほとんどのサービスについては、総合事務所の管轄の中で提供することを考えているところ。また、観光については、現在津久井地域それぞれの環境経済課に少数の人員が配置されているが、例えば津久井地域としてのマンパワーを集結して仕事をすることも機能強化の点ではよろしいのではないかと考えている。人員の話については、政令市になることで、150から170人の人員増、また3区役所でも200人の人員増が必要と見込まれる一方、行政改革をすることも必要であり、平成23年度までに8%、24年度までに10%の職員を削減することで、本市の財政の効率化を図ることを考えている。さきほど申し上げた170人、200人を含めた中で、この目標の達成を考えて行く必要がある、大変厳しい中で職員の効率化を行うことになると考えている。合併の経緯等は十分承知しているが、全庁的な組織の再編の中で職員定数の見直しは避けられない。全市的な視点ということもご理解いただきたい。

それでは、この事項を附帯意見にまとめていくことについては、ご異議ないでしょうか。

委員一同 【異議なし】

異議なしと認めます。次に、「津久井3町のまちづくり」についてはどうでしょうか。

総合計画の提言書が出ていますが、別途津久井4町で提出した提言もある。その辺に集約してあるので、それを基本に確認していただきたい。

この事項を附帯意見にまとめていくことについては、ご異議ないでしょうか。

委員一同 【異議なし】

次に「橋本地域への区役所の位置、国道16号より西に設置することと



駐車場を確保すること」についてはどうでしょうか。

橋本駅周辺は、車の渋滞がある。特に国道16号を越えて東側に行くのが大変である。広い駐車場と広域道路を整備していただければ解消できるのだが。

区役所を西に持っていくことと駐車場の充実は別問題。駐車場の問題はどの地域でも抱えている問題で、A区だけの問題ではない。附帯意見に入れるのであれば、全市的に扱うべき話である。個別の問題だけを附帯意見とすることはいかなるものか。出張所でも駐車場確保については同じような問題がある。この辺の取り扱いについては議論が必要ではないか。

A区は新規に区役所を設置しなければならないので、併せて駐車場について申し上げたもの。ある会合では、区役所は、国道16号より西あたりの可能性もあるし、橋本出張所あたりを拡張するというのもうわさで聞いている。サービスが揃っていて多機能な方が便利ということもある。駅ビルの中にあるのも特徴的であるとも思う。国道16号の西側に設置するならこのような要望になるという趣旨である。

とりまとめ方について迷うところである。決議まで今日取るべきかどうか事務局に確認する。

おおむねの意見について要約していただければありがたい。要望事項が明確になる。

ここでの議論は、区役所設置と区割りに伴う問題。広大な橋本を含む区域において、国道16号よりも西に区役所を置いたときは、個別には不便になったとの意見も出るかもしれないが、大所高所に立ったときに、津久井との合併があり区割りを検討するときには、A区の特徴からみてどうあるべきかということだと思う。広大な地域特性をみたときに附帯意見として入れるべきかどうかを考えるべきものと思う。

いろんな人からいろんな意見が出されている。政令市になって新しい区役所をつくるよりは、既存の建物を活用する方がよいと思っている。案としてあると思うが、安い費用で済むということが望ましい。新しい施

設はいかがか。これは附帯意見としないほうがよい。

旧市でも中心部の主な交通網はバスである。地域によっては市役所に直通でいけない地域がある。旧市でも距離を乗るか乗らないかだけの違いで変わらない。特定の区だけに駐車場ということになるなら、入れない方がよい。私が住んでいる所も2回バスに乗らないと区役所に行けないところがある。バス運賃もかかるということで、どうしても車での移動になって、今でも駐車場をなんとかしてくれということが住民から出されている。特定の区に限って附帯意見をつけると、他の区でこの問題が噴き出す。へんな意味ではないが、刺激を与える附帯意見をつけたくはない。一方、区役所の位置について別の話であり、出すことは構わないと思う。

他にありますか。結論については多数決で決めますか？

多数決で決めることについていかなものとする。駐車場の確保の問題という個別の問題になってしまう。区役所の位置を問題にすることに加えて、津久井地域の利便性の確保に努められたいというような表現にまとめることはどうか。

この項目だけ具体的すぎですね。国道16号より西に区役所を作ることについてはどうでしょうか。

多数決で決めるのはおかしい。保留して継続としてもよいのではないかな。

津久井地域と橋本地域とのアクセスの向上という似たような課題もある。この問題と今日出た議論も合わせて整理をして、次回に委員の皆様により訂正ができる形で答申案という形で提示したい。

この件は保留とします。消防などの既存の行政区域との整合についてはいかがでしょうか。

幅広く話をしようとしすぎている気がする。どこまで決めて行くのか際限がない。この審議会は「区割り」が主たる目的である。A区だけの話になっているが、どこまで決めて行くのか、ある程度集約しないと

ない。

この件についての取り扱いについてはいかがでしょうか。決める、決めない、保留などについて。

次回に皆様の意見をもとに内容が見える形での案を提案させていただき、次回委員の皆様の判断を仰ぎたい。

これまで議論されたA区に関しての附帯意見だけではなく、他のB区、C区でも次回提案できるということか。

次回委員の皆様のご意見があれば、議論いただく。今回②案を採用することに決まり、この案を提案するにあたり、こういう意見が附帯してありますというのが附帯意見と考えております。

確認ですが、附帯意見については、2つは異議なしと了承されていますね。

B区、C区についての附帯意見についても次回検討することでよいか確認したい。

これらも含めて事務局から提案されるということでしょうか。

これまでの意見をまとめ、案として提案させていただき、この他に、委員の皆様から意見があれば、合わせて検討いただくものです。

②案に沿って要望が出されていることを優先して附帯意見として考えていくべきではないかと考える。

本日の議論の確認ですが、

- ・区割りについて、②案を採用することを決定
- ・A区の区役所が橋本地域に設置されることによる津久井地域の住民サービス低下への懸念、津久井3町の特色をいかしたまちづくりについては、附帯意見としてまとめていくこととする。
- ・その他について附帯意見にすべきかどうかについては、次回事務局が答申書全体の案を示した中で議論いただく。

このことを確認したいと思いますがご異議ないでしょうか。

委員一同 【異議なし】

異議なしと認めます。その他ですが、何かありますか。

他市の事例を参考にした答申書の構成については、資料5として添付してあるが、説明は省略させていただきます。

今回は公務で遅れてしまい、副会長に負担をかけてしまった。今後、区割りの②案を決定するにあたっての要望事項を出すようにしないと、個別の意見を出すのでは、まとまらないのではないかと思います。

以上で議題は終了した。

#### 4 その他

事務局から次回日程等について事務連絡を行った。

(第4回開催日程)

平成20年7月15日(火) 午後7時30分～

市役所第2別館3階 第3委員会室

#### 5 閉会

## 相模原市行政区画等審議会委員名簿

平成20年5月31日現在(五十音順)

氏名	所属団体等	出欠席 (第3回)
荒井 正次	相模湖町地域協議会会長	出席
牛山 久仁彦	明治大学政治経済学部教授	出席
梅澤 カツ子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席
河本 洋次	相模原商工会議所会頭	出席
菊地原 一朗	城山町地域協議会会長	出席
桐生 迪介	相模原市医師会副会長	出席
小池 重憲	相模原青年会議所専務理事	出席
小嶋 省二	津久井町地域協議会会長	出席
小林 一盛	相模原郵便局お客様サービス部長	欠席
篠崎 脩一	相模原市公立小中学校校長会副会長	出席
志村 忠光	公募委員	出席
首藤 智美	公募委員	出席
代田 昭	相模原市自治会連合会監事	出席
武田 真一郎	成蹊大学法科大学院教授	出席
田所 昌訓	相模原市自治会連合会副会長	出席
千葉 東一	相模原地域連合議長	欠席
常盤 一夫	神奈川県警察本部警務課企画室長	欠席
中道 重幸	藤野町地域協議会会長	出席
根岸 清	相模原市農業協同組合代表理事組合長	出席
藤井 邦彦	神奈川県総務部市町村課長	欠席
細谷 昇	相模原市自治会連合会会長	出席
村上 洋二	公募委員	出席
吉本 一夫	相模原市社会福祉協議会会長	出席

◎ : 会長 ○ : 副会長